

別紙 1

1 重点事項ごとの課題と労働災害防止対策

ア 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策、業種横断的な転倒災害、など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。今後5年間の安全衛生施策では、別紙1に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策

死亡災害は大幅に減少したものの、近年、増減を繰り返している状況を見ると増加に転じる懸念が残る状況であり重篤な災害を防止するという観点からは、「墜落・転落災害」、「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策を徹底させなければならない。墜落・転落災害は建設業で、はさまれ・巻き込まれ災害は製造業で多く発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業に対しても、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。

建設業対策		行政・団体の行う対策	事業場の行う対策													
<p>労働災害の動向からみた課題</p> <p>・建設業で最も多い墜落・転落災害は減少したものの、未だ死亡災害の約35%を占めていることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について検討する。</p> <p>また、「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会報告書」(平成29年6月13日)を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具については、フルハーネス型を原則とするとともに、事業者による適切な使用の徹底を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">《建設業の死亡者数の推移》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>2007年</td> <td>2012年</td> <td>2013年</td> <td>2014年</td> <td>2015年</td> <td>2016年</td> <td>2017年</td> </tr> <tr> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>9人</td> <td>12人</td> <td>10人</td> <td>7人</td> <td>12人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(出典：死亡災害報告)</p> <p>(目標)</p> <p>2017年と比較して、2022年までに、以下の目標の達成を目指す。</p> <p>建設業</p> <p>労働災害による死亡者数を15%以上減少させる。 労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。 全国目標:死亡災害を15%以上減少</p>	2007年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	16人	16人	9人	12人	10人	7人	12人	<p>行政・団体の行う対策</p> <p>墜落・転落災害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落・転落災害防止対策の推進(局、署、建災防) <ul style="list-style-type: none"> ア 足場からの墜落・転落災害防止対策の推進 イ はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止対策の推進 ・ フルハーネス型安全帯の使用の徹底(局、署、建災防) <p>「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会報告書」を踏まえ、フルハーネス型安全帯の使用の徹底</p> ・ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底(局、署、建災防) <p>リスクアセスメントの実施、安全衛生教育の実施、危険の見える化等、建設現場における統括安全衛生管理の徹底</p> ・ ずい道等建設工事における災害防止対策(局、署) <p>「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」及び「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」に基づく安全確保対策の徹底</p> ・ 解体工事対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿ばく露防止対策(局、署) <ul style="list-style-type: none"> ア 石綿のばく露や飛散の防止を徹底 イ 地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処 ウ 建築物等の解体時等の事前調査の徹底、石綿除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等 ・ 解体工事の安全対策(局、署) <p>鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事における安全対策の推進</p> 	<p>事業場の行う対策</p> <p>墜落・転落災害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落・転落災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく、手すり先行工法等「より安全な措置」の積極的な実施 イ はしご、脚立等からの墜落・転落災害の防止、屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合における適切な安全帯取付設備の設置と安全帯の使用 ・ フルハーネス型安全帯の使用の徹底 <p>高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用</p> <p>建設現場の統括安全衛生管理の徹底</p> <p>建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の確実な実施、労働災害防止に関する標識、掲示等の「危険の見える化」の普及等、建設現場における統括安全衛生管理の徹底</p> ・ ずい道等建設工事における災害防止対策 <p>「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」及び「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」に基づく安全確保対策の実施</p> <p>解体工事対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿ばく露防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 石綿のばく露や飛散の防止対策の確実な実施 イ 事前調査の実施と届出の適切な実施 ・ 解体工事の安全対策 <p>老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事における安全対策の徹底</p>
2007年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年										
16人	16人	9人	12人	10人	7人	12人										

建設業対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
	<p>自然災害の復旧・復興工事対策（局、署） 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底</p> <p>建設工事発注者に対する要請等（局、署） ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた取組の推進</p>	<p>自然災害の復旧・復興工事対策 墜落・転落災害、重機災害、土砂崩壊災害防止対策、道路復旧工事等における「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づく措置の実施、上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削工事においては、「土止め先行工法」の採用及び新規参入者等に対する安全衛生教育の確実な実施</p>

製造業対策																
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策														
<p>・ 製造業においては「はさまれ・巻き込まれ災害」が死亡災害では4割強を占め、死傷災害においても約3割を占めている。これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。</p> <p>・ 危険性の高い機械等については、製造者が一定の資格を有する者を参画させて、機械の包括的な安全基準に関する指針による製造時のリスクアセスメントを確実に実施するための方策を検討するとともに、残留リスク等の情報を使用者（機械を使用する事業者）に確実に提供する方策を検討する必要がある。</p> <p>《製造業の死亡者数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2007年</th> <th>2012年</th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年</th> <th>2017年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17人</td> <td>9人</td> <td>7人</td> <td>13人</td> <td>10人</td> <td>13人</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：死傷病報告）</p> <p>（目標） 2017年と比較して、2022年までに、以下の目標の達成を目指す。 製造業 労働災害による死亡者数を15%以上減少させる。 労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。 全国目標：死亡災害を15%以上減少</p>	2007年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	17人	9人	7人	13人	10人	13人	8人	<p>機械災害防止対策の推進 ・ はさまれ・巻き込まれ災害等の機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を指導（局、署） ・ 機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善の促進（局、署）</p> <p>労働災害防止団体と連携した取組 ア 各地区労働基準協会において取り組まれている食品製造業、機械製造業等の分科会活動等と連携した災害防止対策の実施（局、署） イ 小規模事業場における安全衛生活動の底上げのために実施される中央労働災害防止協会の活動の支援（局、署）</p> <p>地域の労働災害防止団体の育成（局、署） 地域に所在する労働災害防止団体が行うリスクアセスメント研修会等の労働災害防止活動について、指導、援助を行う</p> <p>食品製造業、金属製品製造業等に対する指導（局、署） ・ 食品加工用機械の災害防止対策の徹底</p> <p>製造事業場構内での荷役作業の安全確保に関する要請（局、署） ・ 製品や原材料等を頻繁に搬入・搬出する事業場に対し「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の実施を要請</p>	<p>機械災害発生時の原因究明及び機械設備の本質安全化 ・ 使える取り扱いマニュアルの点検整備 ・ 適切な取扱い方法と禁止事項をさせない教育の実施 ・ 誤った取り扱い方法や認識の撲滅 ・ 危険箇所に身体の一部が入らない措置として、JIS機械安全や機械設備のリスクアセスメントマニュアル（中央労働災害防止協会）のほか、ISO12100などの安全規格の導入</p> <p>中央労働災害防止協会の指導・援助活動の活用</p> <p>地域の労働災害防止団体の行う活動への参加</p> <p>リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査等）の取組の徹底 ・ リスクアセスメントの取組が進んでいる事業場においては、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進 ・ 「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」の活用</p> <p>食品加工用機械の災害防止対策の実施 ・ 危険箇所に身体の一部が入らない措置の徹底</p> <p>はさまれ・巻き込まれ災害、墜落・転落災害に関する危険感受性向上教育、安全の見える化等の実施 ・ 災害事例を基にした類似災害を防止するための教育や訓練の実施</p> <p>荷主として陸運業者と連携した荷役作業の災害防止対策の実施</p>
2007年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年										
17人	9人	7人	13人	10人	13人	8人										

林業対策																											
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策			事業場の行う対策																						
<p>・林業においては12次防期間中、死亡災害が4件発生しており、そのうち3件が伐木作業中の災害であり、もう一件は枝打ち中に斜面を滑落した災害である。死傷災害においても伐木等の作業中のものが多く発生していることから、関係団体と協力をし、安全対策の充実強化を図る必要がある。</p> <p>《林業の死亡者数、死傷者数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2012年</th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年</th> <th>2017年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死傷者</td> <td>49</td> <td>46</td> <td>35</td> <td>46</td> <td>34</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：死傷病報告)</p> <p>(目標)</p> <p>林業 労働災害による死亡者数を5年間0とする。</p> <p>全国目標:死亡災害を15%以上減少</p>			2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	死亡者		1	3				死傷者	49	46	35	46	34	43	<p>伐木等の労働災害を減少させるため「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」における結果を踏まえ、安全な伐倒方法や、かかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底を関係団体と連携して取組む。</p>			<p>伐木等作業現場での労働災害防止対策の徹底のための安全教育の確実な実施。</p>	
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年																					
死亡者		1	3																								
死傷者	49	46	35	46	34	43																					

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

ア 労働者の健康確保の強化

産業医・産業保健機能の強化						
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策			事業場の行う対策	
<p>過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増す中、産業医に求められる役割等が変化しているのに対応する必要がある。</p>		<p>産業医制度に係る見直しがなされた平成29年6月1日施行の改正労働安全衛生規則の周知、啓発及び指導を行う。</p>			<p>・産業医等と連携した事後措置等を実施する。</p>	

過重労働による健康障害防止対策																								
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策			事業場の行う対策																			
<p>・当局における精神障害及び脳・心臓疾患の労災認定件数は次のとおりで、減少の傾向は認められない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>疾病</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>脳・心臓疾患</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		疾病	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	精神障害	24	35	31	24	25	脳・心臓疾患	9	17	9	11	11	<p>過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、過重な長時間労働の防止を図るとともに、リスクが高い状況にある労働者を見逃さないための施策を実施する。</p>			<p>労働者の過重労働に伴う健康障害リスクの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒常的長時間労働を発生させない労務管理の推進 ・健康診断結果に基づく事後措置、長時間労働者に対する面接指導等の実施 (小規模事業場においては地域産業保健事業の活用) <p>働き方・休み方の見直しの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得の促進 ・労使の自主的な取組による働き方・休み方の見直し 	
疾病	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																			
精神障害	24	35	31	24	25																			
脳・心臓疾患	9	17	9	11	11																			

イ 職場におけるメンタルヘルス対策等

メンタルヘルス不調の予防				
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策		事業場の行う対策
<p>・平成28年「労働安全衛生調査(実態調査)」結果(以下「調査結果」という。)によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は56.6%となった。また、調査結果によると、現在自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者は59.5%と平成27年調査よりも3.8ポイント増え、ストレスとなっていると感じている事柄は「仕事の質・量」が53.8(前回調査57.5%)と最も多い。</p> <p>・メンタルヘルス不調者を増やさないためには、労働者自身によるセルフケアをはじめ、管理監督者や産業保健スタッフによるケアなどにより、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、メンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう支援の強化を図る必要がある。</p>		<p>・過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないための施策を実施する。</p> <p>・事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き推進する。 特に、事業場外資源によるケアについては、各種事業場外資源、専門ポータルサイト(「こころの耳」)の紹介及びパンフレット等の配布によって事業場の取組を支援する。 兵庫産業保健総合支援センター(「地域産業保健センター」を含む。)、労災病院(「勤労者メンタルヘルスセンター」)、医師会、兵庫県(委託事業)。</p> <p>・ストレスチェック制度の履行確保 ストレスチェックの受検率を向上させるとともに、高ストレス者を適切に医師の面接指導につなげる。 ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進する。</p> <p>・小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。</p>		<p>・事業場内のメンタルヘルス推進体制整備 労働者、管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等への教育研修・情報提供、事業場内相談体制の整備。</p> <p>・一次予防(メンタルヘルス不調の未然防止) ストレスチェックの実施等</p> <p>・二次予防(メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療) ストレスチェックの実施、</p> <p>・三次予防(職場復帰の支援) 職場復帰支援プログラムの策定・実施。</p>

パワーハラスメント対策の推進														
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策		事業場の行う対策										
<p>労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があるところ、パワーハラスメントについて、当局の総合労働相談コーナーに寄せられた「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、次のとおり4,000件前後で推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,016</td> <td>4,622</td> <td>4,237</td> <td>3,883</td> <td>4,040</td> </tr> </tbody> </table>		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	5,016	4,622	4,237	3,883	4,040	<p>・ポータルサイト「明るい職場応援団」の周知</p> <p>・総合労働相談コーナーで実施している助言・指導、あっせん制度の周知</p>		<p>・企業トップの取組表明</p> <p>・就業規則、労使協定の締結等ルール策定</p> <p>・実態把握</p> <p>・再発防止を含めた研修等の教育の実施</p> <p>・外部の相談窓口との連携</p>
平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年										
5,016	4,622	4,237	3,883	4,040										

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策

ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対策

第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策																																									
労働災害の動向からみた課題		行政・団体の行う対策			事業場の行う対策																																				
<p>・ 第三次産業の労働災害の発生状況を見ると、2007 年からの 10 年間で約 12%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、雇用者数が急増していることもあり、災害増加率は過去 10 年で約 1.9 倍になっている。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等に対する重点的取組が必要となってきた。</p>																																									
《業種別の死傷者数の推移》																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>2007 年</th> <th>2012 年</th> <th>2013 年</th> <th>2014 年</th> <th>2015 年</th> <th>2016 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三次産業</td> <td>2,058</td> <td>2,008</td> <td>2,107</td> <td>2,156</td> <td>2,209</td> <td>2,259</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>538</td> <td>562</td> <td>527</td> <td>535</td> <td>563</td> <td>554</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>196</td> <td>275</td> <td>270</td> <td>297</td> <td>349</td> <td>349</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>171</td> <td>148</td> <td>184</td> <td>172</td> <td>164</td> <td>181</td> </tr> </tbody> </table>							業種	2007 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	第三次産業	2,058	2,008	2,107	2,156	2,209	2,259	小売業	538	562	527	535	563	554	社会福祉施設	196	275	270	297	349	349	飲食店	171	148	184	172	164	181
業種	2007 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年																																			
第三次産業	2,058	2,008	2,107	2,156	2,209	2,259																																			
小売業	538	562	527	535	563	554																																			
社会福祉施設	196	275	270	297	349	349																																			
飲食店	171	148	184	172	164	181																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>2017 年</th> <th>災害増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三次産業</td> <td>2,307</td> <td>+ 12.1%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>578</td> <td>+ 7.4%</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>375</td> <td>+ 91.3%</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>192</td> <td>+ 12.3%</td> </tr> </tbody> </table>							業種	2017 年	災害増減率	第三次産業	2,307	+ 12.1%	小売業	578	+ 7.4%	社会福祉施設	375	+ 91.3%	飲食店	192	+ 12.3%																				
業種	2017 年	災害増減率																																							
第三次産業	2,307	+ 12.1%																																							
小売業	578	+ 7.4%																																							
社会福祉施設	375	+ 91.3%																																							
飲食店	192	+ 12.3%																																							
<p>（出典：労働者死傷病報告） 災害増減率は、2007 年と比較した 2017 年の増減率</p>																																									
<p>・ 小売業等は、個々の店舗や施設において安全衛生に取組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位での安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について、総合的に検討する必要がある。</p> <p>また、事故の型では、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。</p> <p>高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。</p> <p>・ 小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向がある。このため、正規労働者の割合の高い業種と比較して安全衛生教育が徹底されない傾向がある。</p> <p>・ 小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の 30%と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。</p> <p>・ 社会福祉施設では、労働災害のうち、事故型別で動作の反動・無理な動作によるものが全体の 33%と最も多く発生していることから、腰痛予防対策に重点的に取組む必要がある。</p>																																									
<p>小売業に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多店舗展開企業への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の継続実施（局、署） ・ 災害発生状況、安全衛生活動の定着状況等を勘案して選定した企業への本社指導（署） ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上推進（局、署、労働災害防止団体等） ・ 平成 30 年度の委託事業で実施する小売業の経営トップ、安全推進者等を対象としたセミナー及び荷役災害防止担当者等に対する研修会の受講勧奨（局、署） ・ 「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」及び「小売業、社会福祉施設向けリスクアセスメント実施マニュアル」（平成 30 年度中に公表予定）の周知及び指導での活用（局、署） ・ 中災防が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」、労働安全・衛生コンサルタント等の活用促進（局、署） ・ 食品加工用機械の災害防止対策の推進（局、署、労働災害防止団体等） <p>社会福祉施設（介護施設）に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の社会福祉施設を展開する法人への対策 ・ 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の継続実施（局、署） ・ 災害発生状況、安全衛生活動の定着状況等を勘案して選定した法人への本部指導（署） ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上推進（局、署、労働災害防止団体等） ・ 県や市町等が行う介護事業者に対する研修会や指導での連携（局、署） ・ 「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」及び「小売業、社会福祉施設向けリスクアセスメント実施マニュアル」（平成 30 年年度中に公表予定）の周知（局、署） ・ 中災防が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」、労働安全・衛生コンサルタント等の活用促進（局、署） ・ 「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月改訂）の周知（局、署、各労働災害防止団体） ・ 平成 30 年度の委託事業「第三次産業労働災害防止対策支援事業」の労働衛生管理の担当者及び事業者、管理者及び施設長等を対象とした研修会、セミナー等の受講勧奨（局、署） <p>飲食店に対する集中的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多店舗展開企業への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の継続実施 																																									
<p>小売業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生管理体制の確立 ・ 本社と店舗の役割に応じた安全衛生活動等の実施 ・ 4S・KY活動の実施による転倒災害等の防止対策の徹底 ・ リスクアセスメントの実施 ・ 雇入れ時や作業内容変更等における安全衛生教育の徹底 ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の実施 ・ 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素防止対策の徹底 ・ 食品加工用機械の労働災害防止対策の実施 <p>社会福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生管理体制の確立 ・ 本部と施設の役割に応じた安全衛生活動等の実施 ・ 4S・KY活動の実施による転倒災害等の防止対策の徹底 ・ リスクアセスメントの実施 ・ 雇入れ時や作業内容変更等における安全衛生教育の徹底 ・ 4S・KY活動の徹底による転倒災害等の防止対策の徹底 ・ 介護機器の導入等による腰痛予防対策の実施 ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の実施 <p>飲食店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生管理体制の確立 																																									

第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）								
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策						
<p>・飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数以上を占めており、これらの事故の型による災害防止を重点として進める必要がある。</p> <p>2017年と比較して、2022年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。</p> <p>小売業、社会福祉施設、飲食店 労働災害による死傷者数を死傷年千人率で5%以上減少させる。 参考：28年死傷年千人率</p> <table border="1"> <tr> <td>小売業</td> <td>1.94（指数C = 1.356）</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>2.31（指数C = 1.394）</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>1.11（指数C = 1.073）</td> </tr> </table> <p>千人率に使用した労働者数については、最新のセンサス（H26年の労働者数A）と、同年の毎月勤労統計調査（5名以上の事業場の労働者数B）との差が5名未満の事業場の労働者数として、$A \div B$の指数CをH28年の毎月勤労統計調査の平均労働者数Dに掛けた数をH28年の労働者数として算出した。</p>	小売業	1.94（指数C = 1.356）	社会福祉施設	2.31（指数C = 1.394）	飲食店	1.11（指数C = 1.073）	<p>（局、署）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生状況、安全衛生活動の定着状況等を勘案して選定した企業への本社指導（署） ・経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上推進（局、署、労働災害防止団体等） ・平成30年度の委託事業の飲食店の経営トップ、安全推進者等を対象としたセミナー及び荷役災害防止担当者等に対する研修会等の受講勧奨（局、署） ・「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」の周知及指導での活用（局、署） ・食品加工用機械の災害防止対策の推進（局、署、労働災害防止団体等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社と店舗の役割に応じた安全衛生活動等の実施 ・4S・KY活動の実施による転倒災害、切れ・こすれ災害及び高温・低温の物との接触災害等の防止対策の徹底 ・リスクアセスメントの実施 ・雇入れ時や作業内容変更等における安全衛生教育の徹底 ・燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底 ・食品加工用機械の災害防止対策の実施
小売業	1.94（指数C = 1.356）							
社会福祉施設	2.31（指数C = 1.394）							
飲食店	1.11（指数C = 1.073）							

陸上貨物運送事業対策																		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場等の行う対策																
<p>・全労働災害の1割強を占める陸上貨物運送事業における労働災害は、交通労働災害が全体の約1割であるのに対し、荷役作業中における人力荷役作業や荷役機械運転作業中の労働災害が約7割と高い水準で発生している。このため、荷役作業に対する重点的な取組が必要となってきている。</p> <p>《陸上貨物運送事業の死傷者数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>2007年</th> <th>2012年</th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年</th> <th>2017年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上貨物運送事業</td> <td>653</td> <td>556</td> <td>594</td> <td>540</td> <td>577</td> <td>529</td> <td>619</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：労働者死傷病報告）</p> <p>・荷役作業中の労働災害の約7割が、荷役作業時に発生している。荷役作業中の労働災害では、トラックの荷台や荷の上、プラットフォーム、ピッキング作業中の棚等からの墜落・転落が3割弱を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の人力機械による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して対策を進める必要がある。</p> <p>（目標）</p> <p>2017と比較して、2022年までに、以下の目標の達成を目指す。</p> <p>陸上貨物運送事業 労働災害による死亡者数を15%以上減少させる。 労働災害による死傷者数を5%以上減少させる。</p>	業種	2007年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	陸上貨物運送事業	653	556	594	540	577	529	619	<p>荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等 「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及（局、署、陸災防）</p> <p>トラック運転手に対する安全衛生教育の強化（局、署） ・安全衛生教育における荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策の充実・強化を啓発指導 ・荷役作業の作業手順の作成支援</p> <p>荷主による取組の強化 国土交通省との連携によりモデル運送契約書の普及等（局、署、陸災防）</p>	<p>陸運事業者の行う対策</p> <p>ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に沿った取組む。</p> <p>イ モデル運送契約書による契約を行う場合 陸運事業者と運送を依頼する側の役割分担に基づき陸運事業者が実施すべき措置の実施。</p> <p>トラック運転者に対する安全衛生教育 荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策の充実強化 （荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合）</p> <p>荷主等（荷主、配送先、元請事業者等をいう。）の行う対策</p> <p>ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の実施</p> <p>イ モデル運送契約書の活用による安全な作業環境の整備、走行や荷役作業に負担のかからない適正な発注条件の確保の徹底。 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸運事業者と運送を依頼する側の役割分担の明確化 ・役割分担に基づきそれぞれが実施すべき措置の実施 ・着荷主が陸運事業者と運送契約を締結する関係にない場合には、発荷主が着荷主と事前調整をし、荷卸し時の役割分担や実施事項を契約に盛り込み、実施
業種	2007年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年											
陸上貨物運送事業	653	556	594	540	577	529	619											

転倒災害の防止対策																															
労働災害の動向からみた課題				行政・団体の行う対策		事業場を行う対策																									
<p>・転倒災害については死傷者数の2割強を占め、増加傾向にある。原因としては、「何もない個所」で転倒する災害が最も多く、次いで「水濡れ・油」、「障害物」「段差」の順となっているため、労働者の安全意識の向上が求められる。</p> <p>《転倒災害の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2012年</th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年</th> <th>2017年</th> <th>(12次)計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数</td> <td>974</td> <td>945</td> <td>932</td> <td>1,007</td> <td>1,002</td> <td>1,120</td> <td>5,006</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>20.9%</td> <td>20.2%</td> <td>19.9%</td> <td>21.5%</td> <td>21.6%</td> <td>23.4%</td> <td>21.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：労働者死傷病報告)</p>					2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	(12次)計	数	974	945	932	1,007	1,002	1,120	5,006	構成比	20.9%	20.2%	19.9%	21.5%	21.6%	23.4%	21.3%	<p>・4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」作業内容に適した防滑靴やトウスプリングなどの躓き難い作業靴の着用等の取組の促進を図る。</p> <p>・一般的に加齢に伴う身体機能の低下により発生リスクが高まることから、これを防止するための体操の周知・普及を図る。</p>		<p>4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」作業内容に適した防滑靴やトウスプリングなどの躓き難い作業靴の購入及び労働者の着用 身体機能の低下による転倒災害防止のための体操の実施</p>	
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	(12次)計																								
数	974	945	932	1,007	1,002	1,120	5,006																								
構成比	20.9%	20.2%	19.9%	21.5%	21.6%	23.4%	21.3%																								

腰痛予防対策																																																							
労働災害の動向からみた課題				行政・団体の行う対策		事業場を行う対策																																																	
<p>腰痛(そのうち「災害性腰痛」)は、平成29年においては業務上疾病の4割強を占めており、特に、腰痛が多く発生している社会福祉施設、小売業、運輸交通業に対し、「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年改訂)に基づいた取組が必要である。</p> <p>業務上疾病の発生状況</p> <table border="1"> <caption>業務上疾病の発生状況 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>災害性腰痛</th> <th>疾病件数(除腰痛)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>166</td><td>223</td><td>389</td></tr> <tr><td>H20</td><td>130</td><td>199</td><td>329</td></tr> <tr><td>H21</td><td>152</td><td>120</td><td>272</td></tr> <tr><td>H22</td><td>125</td><td>101</td><td>226</td></tr> <tr><td>H23</td><td>154</td><td>94</td><td>248</td></tr> <tr><td>H24</td><td>125</td><td>130</td><td>255</td></tr> <tr><td>H25</td><td>129</td><td>146</td><td>275</td></tr> <tr><td>H26</td><td>130</td><td>128</td><td>258</td></tr> <tr><td>H27</td><td>117</td><td>103</td><td>220</td></tr> <tr><td>H28</td><td>114</td><td>190</td><td>304</td></tr> <tr><td>H29</td><td>80</td><td>109</td><td>189</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：労働者死傷病報告</p>				年度	災害性腰痛	疾病件数(除腰痛)	合計	H19	166	223	389	H20	130	199	329	H21	152	120	272	H22	125	101	226	H23	154	94	248	H24	125	130	255	H25	129	146	275	H26	130	128	258	H27	117	103	220	H28	114	190	304	H29	80	109	189	<p>・「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年改訂)を周知啓発する。</p> <p>・地方公共団体が実施する介護サービス事業者等集団指導との連携する。</p>		<p>・全業種 「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年改訂)に基づく対策の実施 作業管理 作業環境管理、 健康管理(健康診断・事後措置、腰痛予防体操) 労働衛生教育等 雇入れ時における腰痛予防教育の実施 リスクアセスメント</p> <p>・社会福祉施設 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入</p>	
年度	災害性腰痛	疾病件数(除腰痛)	合計																																																				
H19	166	223	389																																																				
H20	130	199	329																																																				
H21	152	120	272																																																				
H22	125	101	226																																																				
H23	154	94	248																																																				
H24	125	130	255																																																				
H25	129	146	275																																																				
H26	130	128	258																																																				
H27	117	103	220																																																				
H28	114	190	304																																																				
H29	80	109	189																																																				

熱中症予防対策																							
労働災害の動向からみた課題			行政・団体の行う対策		事業場の行う対策																		
<p>・ 夏季を中心とした熱中症への対策の強化が喫緊の課題。 職場における熱中症の発生件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 21 年 ～ 25 年</th> <th>平成 22 年 ～ 26 年</th> <th>平成 23 年 ～ 27 年</th> <th>平成 24 年 ～ 28 年</th> <th>平成 25 年 ～ 29 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休業</td> <td>63</td> <td>74</td> <td>67</td> <td>77</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>死亡</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(労働者死傷病報告、休業は4日以上)</p> <p>(目標) 熱中症 2013年から2017年までの5年間と比較して死亡者数を減少させるとともに死傷者数の20%以上減少を目指す。</p>				平成 21 年 ～ 25 年	平成 22 年 ～ 26 年	平成 23 年 ～ 27 年	平成 24 年 ～ 28 年	平成 25 年 ～ 29 年	休業	63	74	67	77	82	死亡	2	2	3	3	4	<p>JIS 規格に適合した WBGT 値測定器の使用の推進</p> <p>WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給等の必要な措置が取られるよう、熱中症予防対策の徹底及び健康管理、労働衛生教育等の徹底の実施</p> <p>熱中症予防対策等についての周知啓発</p>		<p>熱中症予防対策、健康管理、労働衛生教育等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器の使用 ・ WBGT 値を活用した作業環境管理、作業管理の実施 ・ 休憩の確保、水分・塩分の補給等の必要な措置の実施 ・ 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
	平成 21 年 ～ 25 年	平成 22 年 ～ 26 年	平成 23 年 ～ 27 年	平成 24 年 ～ 28 年	平成 25 年 ～ 29 年																		
休業	63	74	67	77	82																		
死亡	2	2	3	3	4																		

交通労働災害防止対策																																																																													
労働災害の動向からみた課題			行政・団体の行う対策		事業場の行う対策																																																																								
<p>・ 交通労働災害による死亡者数は、死亡災害全体の22%を占め、依然として高い水準で発生している。また、業種別にみると、道路貨物運送業が高い割合(34%)を占めるほか、新聞販売業、警備業、建設業等、幅広い業種で発生している。</p> <p>・ 交通労働災害による死亡災害の防止は、道路貨物運送業のみの課題ではなく、業種を問わず広く取り組む必要がある。</p> <p>《業種別の交通労働災害死亡者の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>2012年</th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> <th>2015年</th> <th>2016年</th> <th>2017年</th> <th>計</th> <th>構成比%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞販売業</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>道路貨物運送業</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>警備業</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>31.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>44</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：労働者死傷病報告)</p>			業種	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	計	構成比%	新聞販売業	2	1	2	1	2	0	6	13.6%	道路貨物運送業	2	5	2	4	2	2	15	34.1%	建設業	0	1	0	0	1	2	4	9.1%	警備業	1	1	0	2	0	0	3	6.8%	製造業	0	0	1	0	0	1	2	4.5%	その他	4	4	2	2	6	0	14	31.8%	合計	9	12	7	9	11	5	44	100.0%	<p>交通労働災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通労働災害防止関係連絡協議会を通じた「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・普及(局、署、陸災防ほか) ・ 研修・安全衛生大会等の実施による「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知、及び交通労働災害防止に対する意識の高揚(労働災害防止団体等) 		<p>運事業者、陸運事業者以外の交通運輸事業者の行う対策 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組。 特に、以下について重点実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理 イ 乗務開始前の点呼等の実施 ウ 早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成 <p>他の事業者の行う対策 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った取組。 特に、以下について重点実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 教育等の実施等(雇入れ時教育、交通KYほか) イ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等(ポスター、ヒヤリハット事例、交通安全情報マップの配付、掲示等) ウ 健康管理
業種	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	計	構成比%																																																																					
新聞販売業	2	1	2	1	2	0	6	13.6%																																																																					
道路貨物運送業	2	5	2	4	2	2	15	34.1%																																																																					
建設業	0	1	0	0	1	2	4	9.1%																																																																					
警備業	1	1	0	2	0	0	3	6.8%																																																																					
製造業	0	0	1	0	0	1	2	4.5%																																																																					
その他	4	4	2	2	6	0	14	31.8%																																																																					
合計	9	12	7	9	11	5	44	100.0%																																																																					

職場における「危険の見える化」の推進		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
派遣労働者、若年労働者、未熟練労働者等、労働者の知識・経験不足による労働災害が多く発生している。	「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害の防止に関する標識、掲示の普及を推進する。	派遣労働者、若年労働者、未熟練労働者、外国人労働者が働く職場では、労働災害防止に関する標識、掲示を行い「危険の見える化」を推進する。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止対策

高年齢労働者対策																							
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策																					
<p>・ 全国の60歳以上の高年齢労働者の数は、2006年から2016年の10年間で967万人から1,320万人と、約35%増加し、労働災害に占める60歳以上の割合は2006年から2016年の10年間で15.2%から24.3%に上昇している。兵庫県内においても労働災害に占める割合は、同じく10年間で15.3%から22.7%に上昇している。60歳以上の高年齢労働者は、労働災害発生率も高く、今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。</p> <p>《高年齢労働者数の推移》(単位:万人)(全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2008年</th> <th>2010年</th> <th>2012年</th> <th>2014年</th> <th>2016年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者数</td> <td>6,657</td> <td>6,650</td> <td>6,590</td> <td>6,555</td> <td>6,587</td> <td>6,648</td> </tr> <tr> <td>うち60歳以上</td> <td>967 (14.5%)</td> <td>1,096 (16.5%)</td> <td>1,183 (18.0%)</td> <td>1,235 (18.8%)</td> <td>1,268 (19.3%)</td> <td>1,320 (19.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:労働力調査、60歳以上の()内は雇用者数に占める割合)</p> <p>・ 建設作業では、体調不良が重篤な労働災害につながりやすい。</p> <p>・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である。</p>		2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年	雇用者数	6,657	6,650	6,590	6,555	6,587	6,648	うち60歳以上	967 (14.5%)	1,096 (16.5%)	1,183 (18.0%)	1,235 (18.8%)	1,268 (19.3%)	1,320 (19.9%)	<p>a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組 労働災害事例集等による高年齢者の身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組促進(局、署、労働災害防止団体) 高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアルの周知(局・署) 高年齢労働者に対する教育、広報による注意喚起(局、署、産業保健総合支援センター)</p> <p>b 基礎疾患等に関連する労働災害防止 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して労働者自身による健康管理の徹底を促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう注意喚起(局、産業保健推進センター) 建設作業について、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進(局、署と建災防兵庫県支部と連携) 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置での適切な指導・対応が必要である旨の周知徹底(局・署、地域産業保健センター)</p>	<p>高齢者の割合の高い職場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減 ・ 身体機能の低下を防ぐための運動の実施(再掲) ・ 身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取組むべき事項について、教育を実施 <p>基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促す</p> <p>日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないようにする。</p> <p>定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置での適切な指導・対応(労働者自身の健康管理、基礎疾患が誘発しうる労働災害防止)</p>
	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年																	
雇用者数	6,657	6,650	6,590	6,555	6,587	6,648																	
うち60歳以上	967 (14.5%)	1,096 (16.5%)	1,183 (18.0%)	1,235 (18.8%)	1,268 (19.3%)	1,320 (19.9%)																	

非正規労働者対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<p>・ 非正規労働者に関する安全衛生活動の実態や災害発生状況を踏まえた対策が必要となっている。</p> <p>・ 小売業や飲食店については他業種に比べ非正規労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高く、雇入れ時の安全衛生教育不足が災害の要因となっている。</p>	<p>・ パートやアルバイトなどの非正規労働者について、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施等の把握により、必要な取組を検討し、その取組について周知・徹底を図る。(局、署)</p>	<p>・ パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施</p>

外国人労働者、技能実習生対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 技能講習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業及び製造業の労働者として入国することを認める制度が創設され、労働災害の発生件数の増加が危惧される。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者を雇用する事業場に対する日本語教育や労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等について周知・徹底及び安全衛生教育マニュアルの活用の周知。(局、署) 技能実習生については、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための指導(局、署) 	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生教育の日本語教育の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施。

ウ 個人請負等の労働者の範疇にはいない者への対応

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象とはならないが、建設工事の現場においては、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、平成 28 年には、全国で 75 人の一人親方等が業務中の死亡者として把握されており、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業における一人親方等については、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施等、必要な対応を図る。(局、署) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設現場においては、労働者だけでなく、一人親方等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施。 一人親方等の安全及び健康への配慮、業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する知識習得等についての援助 建設現場において、労働者としての実態がある者については、労働者として対応するとともに、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への積極的な加入勧奨。

エ 技術革新への対応

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
	<ul style="list-style-type: none"> A I (人工知能) やマンマシンインターフェースの開発に伴い、これまでの産業用ロボットの定義(記憶装置の情報に基づきマニプレータの屈伸等を自動的に行う機械)に当てはまらないロボットに対する、安全基準・規格の周知(局・署) 	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性の高い自動制御装置による機械等の監視及び制御する安全方策の普及

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立を巡る状況と対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<p>労働人口の高齢化が進んでいる中で、3人に1人が疾病を抱えながら働いている。疾病を抱えながらも仕事を続けたい人は92.5%にのぼり、その理由として働くのが生きがいと考える人が50%以上いる。</p> <p>一方でがんの場合、離職する人は34%おり、離職理由として仕事を続ける自信がなくなった。37% 会社や同僚に迷惑をかけると思った。29% 治療に必要な休みをとることが難しかった。23% 等があげられている。</p> <p>このような状況を踏まえ、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないよう、事業場において就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするための環境整備を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発 兵庫県地域両立支援推進チーム各機関の相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<p>化学物質取扱事業場等においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質のリスクアセスメント未実施 化学物質のラベル・安全データシート(以下「SDS」という)の未読または未実施 化学物質取扱労働者への安全衛生教育不十分 作業環境測定未実施や測定結果の第2・3管理区分の未改善等 局所排気装置等の未設置、能力不足 労働衛生保護具の未着用や使用方法の誤り 衛生管理者や作業主任者の未選任等 <p>などを直接原因または間接原因として、化学物質による健康障害や特殊健康診断の有所見者を生じさせる事例が認められ、化学物質管理の充実強化や事業者による自主的な管理の促進が求められる背景となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の製造禁止、許可、管理等の規制の徹底 特定化学物質障害予防規則・有機溶剤中毒予防規則等に基づく健康障害防止対策の徹底 化学物質による健康障害防止対策推進3か年計画の取組み 事業場において取扱等をする化学物質の把握 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示とSDSの交付の徹底 化学物質のリスクアセスメントの推進 規制の有無に関わらず化学物質による健康障害の疑われる事案の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の製造禁止、許可、管理等の遵守と履行 特定化学物質障害予防規則・有機溶剤中毒予防規則等に基づく健康障害防止対策の実施 GHS分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示とSDSの交付の実施(未実施の場合には、表示・交付の履行を製造者等に求める。) 化学物質のリスクアセスメントの実施 規制の有無に関わらず化学物質による健康障害の疑われる事案を行政に情報提供

イ 石綿による健康障害防止対策

解体等作業における石綿ばく露防止対策		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の解体作業における石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)及び技術上の指針に基づく措置の適切な実施及び石綿等の製造、輸入等の禁止措置の徹底が必要である。 また、退職労働者の健康管理の充実を図るため、健康管理手帳制度について周知を行うとともに、健康診断委託医療機関の拡充に努める必要がある。 建築物の解体工事等において、石綿事前調査が十分になされないまま施工がなされる事例があること。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体作業現場における石綿則及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(以下「技術上の指針」という。)に基づく措置の徹底(局・署) <ul style="list-style-type: none"> 特にレベル3建材の石綿事前調査を徹底するよう啓発する。 発注者等に対する要請等(局・署) 地方公共団体の実施する「解体・アスベスト廃棄物適正処理研修会」との連携(局) 建設リサイクル法に関する一斉パトロールの実施(署) 石綿等の製造、輸入等の全面禁止の措置の徹底等(局・署) 健康管理手帳制度の周知(局・署)、健康診断委託医療機関の拡充(局) 	<ul style="list-style-type: none"> 解体作業現場における石綿則及び「技術上の指針」に基づく措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> 特にレベル3建材の石綿事前調査を徹底する。 発注者の請負人に対する建築物等の使用状況等の通知及び発注条件についての配慮 輸入に際して予め石綿含有の有無を確認することの徹底

労働者による石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存		
労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<p>事業継続している場合の石綿則第35条に定められた「作業記録」の作成、事業廃止の際の石綿則第49条に基づく「石綿関係記録等報告書」の所轄労働基準監督署への提出が徹底されていない。</p>	<p>石綿則第35条及び第49条の履行確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続している場合 <ul style="list-style-type: none"> 作業記録の作成保存。 事業廃止した/する場合 <ul style="list-style-type: none"> 「石綿関係記録等報告書」の所轄労働基準監督署への提出。

ウ 受動喫煙防止対策

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<ul style="list-style-type: none"> 職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が事業者の努力義務となった。(平成27年6月) 全面禁煙又は完全分煙の促進により、職場における受動喫煙防止対策を推進することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業場における受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための周知啓発 受動喫煙防止対策指導員の活用 <ul style="list-style-type: none"> 相談・周知啓発・助成金の書面審査と実地調査などの指導 受動喫煙防止対策助成金利用勧奨 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業に対し承認を受けた喫煙室・屋外喫煙所・換気装置を設置する場合に支給する助成金の利用を勧奨 相談支援事業(委託事業) <ul style="list-style-type: none"> 喫煙室等に関して、専門家による技術的問題の無料電話相談、企業研修、各種団体の説明会に講師派遣 測定支援業務(委託事業) <ul style="list-style-type: none"> デジタル粉じん計等の測定機器を無料貸出 	<ul style="list-style-type: none"> 職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)取組。(平成27年6月から努力義務) 職場での禁煙、空間分煙、飲食店、宿泊業のうち対策の困難な事業場においては換気装置等による有害物質濃度の低減等の措置による受動喫煙防止対策の実施 受動喫煙防止対策助成金活用による喫煙室・所の設置 <ul style="list-style-type: none"> 企業に対し、承認を受けた喫煙室・所を設置する場合に支給される助成金を活用して、喫煙室・屋外喫煙所、換気装置を設置

エ 粉じん障害防止対策

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<p>第9次粉じん障害防止総合対策に基づき実施</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取組と労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の実行対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や長時間労働の抑制を含めた労働者の健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。 ・ 労働災害は長期的には減少してきているものの、近年はほぼ横ばい状態であり、平成 29 年は第 12 次労働災害防止計画の基準年である平成 24 年の労働災害件数を上回る結果となった。 また、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加が著しい。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。 ・ 労働災害防止についてノウハウを持つ専門家集団と、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割等を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。 	<p>民間団体、専門家、関係政府機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。</p> <p>経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚（局、署） 労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。</p> <p>専門家と労働災害防止団体の活用 ア 安全衛生分野の専門家の活用（局） 労働安全・衛生コンサルタントの活用促進 安全衛生労使専門家会議の活用促進 イ 労働災害防止団体の活動の活性化（局、署） (ア) 13 次防とリンクした事業計画の策定・実施の要請 (イ) 行政の保有する労働災害関連情報の提供や、労働災害防止に資する活動に対する必要な支援</p> <p>業界団体内の体制整備の促進（局、署、事業者団体等） 特に第三次産業の業種の一部においては、安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置していない業界団体への安全衛生委員会等の設置を働きかける。</p> <p>労働安全衛生マネジメントシステムの普及（局、署） ・ 新たに日本工業規格（JIS）に制定する「労働安全衛生マネジメントシステム」、改正が予定されている「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）」の普及等 ・ 1 2 次防で取組んだ「兵庫リスク低減運動」に代わる運動を新規に行い、リスクアセスメントの普及を図る。</p> <p>産業保健機関等の活用（局、兵庫産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、労災病院治療就労両立支援センター、労働災害防止団体）</p>	<p>専門機関・専門家の活用</p> <p>産業保健機関の活用</p>

イ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の実行対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多店舗展開企業については事業場が分散しているため、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員や権限、予算が限定的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多店舗展開企業の本社・本部からの労働災害防止対策への参画のための指導（局・署） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多店舗展開企業の本社・本部からの労働災害防止対策への参画

ウ 業所管官庁との連携の強化

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の実行対策
<ul style="list-style-type: none"> 公共工事のみならず、全ての建設工事について、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが重要であることに鑑み、労働災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえ、関係行政機関と連携を図りつつ、建設工事従事者の意見も尊重しながら、官民の対話・連携の強化を図ることによって、実効性のある対策を講ずる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業所管官庁との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらう等の取組を進める。(局、署) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。(局、署) 交通労働災害防止(局、署) 交通死亡労働災害についてはバス、トラック、タクシー等、事業用自動車保有する事業場以外で発生していることを踏まえ、警察と連携してあらゆる業界団体に対し交通労働災害防止対策を働きかける。 	

エ 中小規模事業場への支援

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の実行対策
<ul style="list-style-type: none"> 第12次防期間中の死傷災害は、労働者数99人未満の事業場において76%を占め、中小規模事業場での発生率が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生管理体制の整備を行い、職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援事業等(局・署・団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 4S(整理、整頓、清掃、清潔)「危険の見える化」、リスクアセスメントなど安全衛生活動の活性化。

オ 民間検査機関等の活用の促進

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の実行対策
<ul style="list-style-type: none"> 労働災害を効果的に防止するためには、特定機械等の検査を民間に移管し、特定機械等検査以外の労働災害防止に係る行政の取組について効率化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定機械等(ボイラー及び第一種圧力容器)の製造検査等の民間へのスムーズな移管(局) 	

(7)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場等の行う対策
<p>・ 労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。</p> <p>また、製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発しており、製造者等による取組を強化する必要がある。</p>	<p>発注者等による安全衛生への取組強化</p> <p>・ 荷主による取組の強化(再掲)(局、署)</p> <p>ア 保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。</p> <p>イ 国土交通省との連携により、荷主事業者に対し、長時間の待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援要請等。(局、署、陸災防)</p> <p>ウ インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加傾向にあることを踏まえ、荷役作業における安全ガイドラインの見直し後の周知を図る。(局、署、陸災防)</p> <p>エ 石綿を含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のために石綿のばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携し、重点的に対応</p> <p>製造段階での機械の安全対策の強化(局、署)</p> <p>・ 機械災害防止対策の推進(再掲)(局、署)</p> <p>ア はさまれ・巻き込まれ災害等の機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図る(局、署)</p> <p>イ 機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善の促進(局、署)</p> <p>・ 機械の本質安全化の促進(局、署)</p> <p>設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図るため、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化</p> <p>労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策(局、署)</p> <p>石綿の周辺住民被害、クレーンの倒壊や建設機械による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点での他省庁の施策との一層の連携</p>	<p>荷主等(荷主、配送先、元請事業者等をいう。)の行う対策</p> <p>ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の実施</p> <p>イ 安全な作業環境の整備、走行や荷役作業に負担のかからない適正な発注条件の確保の徹底。</p> <p>製造者等</p> <p>設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施、危険性等の通知の実施</p>

(8)国民全体の安全・健康意識の高揚等

労働災害の動向からみた課題	行政・団体の行う対策	事業場の行う対策
<p>・ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっている。</p>	<p>危険体感教育の推進(局、署)</p> <p>労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、VR(バーチャル・リアリティ)技術を応用した危険感受性を高めるための教育の推進。</p> <p>労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上(局、署)</p> <p>ア 学校保健安全法に基づく「学校安全の推進に関する計画」等を活用した学校教育への取組み等の働きかけ</p> <p>イ 産業機械、産業用ロボット、プラント、インフラ(土木建築)の設計、施工管理をすることになる大学の理科系学部の学生を対象として、安全衛生施策、安全衛生に関する国際規格・認証、システム安全設計、安全制御、リスク評価等を体系的に教育するカリキュラムの導入の働きかけ。</p>	<p>経営者向けの安全衛生セミナーほか、安全衛生に関するセミナーへの経営者の積極的参加</p> <p>不安全行動が誘発するリスクの情報や労働災害事例を労働者に提供し、一人一人の安全に対する意識や危険感性を高める</p>